

企画競争実施の公示の一部訂正のお知らせ（令和5年11月10日付）

以下のとおり訂正します。

件 名：さいたま新都心合同庁舎 2 号館における自動販売機の営業を希望する者の募集

公 示 日：令和5年10月24日

訂正内容：別紙1 営業条件（自動販売機） 別添「自動販売機配置位置一覧表」を以下のとおり訂正

訂正後

別添「自販販売機配置位置一覧表」

				現状設置状況*1										
棟	階	入居官署	細分	幅m	奥行m	面積㎡	缶飲料	紙カップ	ブリック	カップ麺	食料品	ゴミ箱	備考	
厚生棟	1	共用	体育館入口前	2.17	0.81	1.75		1					1	
高層棟	1	共用	北西側トイレ前	2.37	1.00	2.37		1					1	
高層棟	1	共用	オートスナックコーナー	5.68	1.00	5.68	2	1				1	2	*2、食料品販売機設置
高層棟	2	共用	北東側トイレ前	1.65	0.81	1.33	1						1	
高層棟	5	共用	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1	1					3	
高層棟	6	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	7	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1	1					2	
高層棟	7	北関東防衛局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1	*2
高層棟	8	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	9	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	9	北関東防衛局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1	*2
高層棟	10	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					2	
高層棟	11	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	12	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						2	
高層棟	13	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	13	東京矯正管区	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1	*2
高層棟	14	関東地方整備局	北西低層エレベータ付近	2.08	0.85	1.76	1						2	*2
高層棟	15	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					2	
高層棟	16	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	17	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	18	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	19	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					2	
高層棟	20	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1	
高層棟	21	関東地方更生保護委員会	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						2	
高層棟	22	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					1	
高層棟	22	関東管区警察局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1	*2
高層棟	23	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1				1		1	カップ麺販売機設置
高層棟	23	関東管区警察局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						2	*2
高層棟	24	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					3	
高層棟	25	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1	1					2	
高層棟	26	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1						1	
検査棟	3	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1	1					1	
検査棟	4	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1						1	
検査棟	5	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1		1				2	
検査棟	6	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1						1	
計				79.04		52	11	0	1	1		50		

※自販機等は上記面積内で設置すること（奥行きは壁からの長さ）。設置状況に関わらず、使用許可面積は上記面積となる（自販機の占有面積が小さくとも、使用許可面積が減少することはない）。

なお、自販機の転倒防止装置の足部分は使用許可面積内から若干はみ出してもよいが、利用者がつまずくこと等がないよう十分に安全に配慮して設置すること。

*1 現状設置状況のまま設置できるわけではなく、また、設置するべき台数を示したものでないもので注意すること。

「カップ」はペットボトルキャップ用、「ゴミ箱」はペットボトル・缶・ビン用のゴミ箱。ただし、ゴミ箱種類を限定する意味はない（設置する自販機での販売商品に応じたゴミ箱設置が必要）。

*2 自販機設置部分として、壁の窪み等がないため、現在の設置状態を参考にして上記面積内で設置すること。

別添「自動販売機配置位置一覧表」							現状設置状況*1						備考
棟	階	入居官署	細分	幅m	奥行m	面積㎡	缶飲料	紙カップ	ブリック	カップ麺	食料品	ゴミ箱	
厚生棟	1	共用	体育館入口前	2.17	0.81	1.75	1						1
高層棟	1	共用	北西側トイレ前	2.37	1.00	2.37	2						1
高層棟	1	共用	オートスナックコーナー	5.68	1.00	5.68	2	1			1		*2、食料品販売機設置
高層棟	2	共用	北東側トイレ前	1.65	0.81	1.33	1						1
高層棟	5	共用	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1	1					3
高層棟	6	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	7	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1	1					2
高層棟	7	北関東防衛局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1*2
高層棟	8	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	9	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	9	北関東防衛局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1*2
高層棟	10	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					2
高層棟	11	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	12	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						2
高層棟	13	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	13	東京矯正管区	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1*2
高層棟	14	関東地方整備局	北西低層エレベータ付近	2.08	0.85	1.76	1						2*2
高層棟	15	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					2
高層棟	16	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	17	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	18	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	19	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					2
高層棟	20	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
高層棟	21	関東地方更生保護委員会	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						2
高層棟	22	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					1
高層棟	22	関東管区警察局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						1*2
高層棟	23	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1			1			1カップ麺販売機設置
高層棟	23	関東管区警察局	南西角リフレッシュコーナー2	2.08	0.81	1.68	1						2*2
高層棟	24	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2	1					3
高層棟	25	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	1	1					2
高層棟	26	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー1	3.05	0.81	2.47	2						1
検査棟	3	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1	1					1
検査棟	4	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1						1
検査棟	5	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1	1					2
検査棟	6	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1						1
計				79.04		54	11	0	1	1		50	
※ 自販機等は上記面積内で設置すること（奥行きは壁からの長さ）。設置状況に関わらず、使用許可面積は上記面積となる（自販機の占有面積が小さくとも、使用許可面積が減少することはない）。 なお、自販機の転倒防止装置の足部分は使用許可面積内から若干はみ出してもよいが、利用者がつまずくこと等がないよう十分に安全に配慮して設置すること。 *1 現状設置状況のまま設置できるわけではなく、また、設置するべき台数を示したものでないので注意すること。 「キャップ」はペットボトルキャップ用、「ゴミ箱」はペットボトル・缶・ビン用のゴミ箱。ただし、ゴミ箱種類を限定する意味はない（設置する自販機での販売商品に応じたゴミ箱設置が必要）。 *2 自販機設置部分として、壁の窪み等がないため、現在の設置状態を参考にして上記面積内で設置すること。													

訂正後の企画競争実施の公示は以下のとおり。

企画競争実施の公示

令和 5 年 1 0 月 2 4 日

さいたま新都心合同庁舎 2 号館管理庁
国土交通省関東地方整備局長

さいたま新都心合同庁舎 2 号館における自動販売機の営業を希望する者の募集を、次のとおり公示する。

1. 業務概要

(1) 業務内容

さいたま新都心合同庁舎 2 号館における自動販売機の営業

(2) 募集対象業者

上記 (1) について自動販売機（飲料及び食品の販売）の営業を希望する者 1 者

(3) 募集対象施設の概要

①施設名 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

②所在地 さいたま市中央区新都心 2 番地 1

③官署職員数 約 2, 2 0 0 人

④自動販売機の設置台数 「企画競争実施にかかる説明書」のとおり

(4) 営業期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。なお、使用許可の更新は認めない。

(5) 営業の条件等

別紙 1 のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

①予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

（注）予算決算及び会計令は、別添資料 1 を参照

②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格の公示に基づく再申請手続きを行った者を除く。）でないこと。

③過去 5 年間に飲料及び食品の販売実績があること。

④企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去 3 年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。（法人の場合は「役員」を含む。）

⑤企画提案書提出期限の日において、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 6 0 条の規定による処分を受け、又は当該処分が継続中の者でないこと。

⑥設置する飲料の自動販売機については、国等による環境物品等の調達の

- 推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしていること。
- ⑦法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 - ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
 - ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑫暴力団又は暴力団員及び⑧から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 企画提案書の評価項目及び基準

- (1) 業務の受注実績等
- (2) 実施体制
- (3) 販売品目等の提案内容
- (4) 国有財産使用料

※ 詳細は企画競争実施にかかる説明書（以下、「説明書」。）のとおり。

4. 手続等

- (1) 担当部局

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館 17階

関東地方整備局 総務部 契約課 管財第一係

TEL 048(601)3151（内線2541・2542）

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期間 令和5年10月24日（火）から令和5年11月22日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

- 2) 場所及び方法

上記（1）と同様の場所において交付する。

郵送による交付を希望する者は、上記（1）の問合せ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。なお、郵送事故等による到着の遅れが生じた場合であっても、これを理由とした下記の企画提

- 案書の提出期限の延期は認められない。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- 1) 期限 令和5年11月22日(水) 16時00分
 - 2) 場所 上記(1)に同じ。
 - 3) 方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。なお、郵便による場合は、上記期限内に提出場所に到達すること。)
- (4) 施設等見学
- 施設及び設備等の見学は企画提案書の提出前まで受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に上記(1)の問い合わせ先に連絡(電話)のうえ、その指示に従うこと。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
- 無。

5. 国有財産の使用許可及び許可期間

営業者に決定されたときには、関東地方整備局長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可申請を行い許可を得るとともに、国有財産使用料(提案された金額に使用面積を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額)を支払うものとする。

使用許可期間は営業期間とする。なお、使用許可の更新は認めない。

国有財産使用料は、国有財産にかかる規定に基づき、毎年度改定を行う。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は企画提案者側の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合当該企画提案書は無効とする。
- (4) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。また、提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。
- (5) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、国有財産法に基づく使用許可手続の完了までは、国との権利関係を生じるものではない。
- (6) 特定した企画提案書(添付書類等を含む。以下同じ。)は返却しない。
- (7) 特定しなかった企画提案書は返却する。
- (8) その他の詳細は説明書による。

予算決算及び会計令

(昭和二十二年勅令第百六十五号)

施行日： 令和五年六月三十日

最終更新： 令和五年六月二十三日公布（令和五年政令第二百二十二号）改正

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

営業条件（自動販売機）

項 目	営 業 条 件
施設の目的	さいたま新都心合同庁舎2号館の職員及び関係者来庁時等の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生等の増進のため、物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	令和6年4月1日
営業日	年中無休で24時間営業とする。
販売品目及び価格	提案を基本とする。 なお、販売商品の多様化をはかること。
自動販売機の設置箇所	別添「自動販売機配置位置一覧表」のとおりであり、別添「配置図」の自動販売機及びオートスナックコーナーの配置図を参考に設置すること。 1階指定部分(オートスナックコーナー)には、食品(おにぎり、パン類、カップラーメン、菓子類などをいう。)を販売する自動販売機を最低1台設置すること(面積内において、飲料の自動販売機を併設してもかまわない)。 23階指定部分(関東管区警察局的南東角リフレッシュコーナー1)には、カップ麺販売機を設置すること(面積内において、飲料の自動販売機を併設してもかまわない)。 その他の箇所には、面積内において1台以上の飲料の自動販売機を設置すること。 自動販売機及びゴミ箱の設置台数や機種による設置面積の違いによって、別添「自動販売機配置位置一覧表」の「面積」は変更しない。
販売機の機能等	飲料の自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしていること。
機械の管理	自動販売機は、営業者が用意し管理すること。 機械を固定するなどの安全管理措置を講じること。 なお、自動販売機の転倒防止装具の足部分は使用許可面積内から若干はみ出してもよいが、利用者がつまずくこと等がないよう十分に安全に配慮して設置すること。
商品の詰め替え、空き缶等の回収	商品は営業者において適切な頻度で補充、入替を行うこと。 空容器回収箱の設置、空容器の庁舎外搬出等は、営業者において行うこと。 (2号館等内のゴミ箱や、ゴミ集積場所に搬出してはならない。)
国有財産使用許可期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日とする。なお、使用許可の更新は認めない。
国有財産使用料	使用料は、提案された金額に使用面積を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとする。使用料は年1回の納付とする。納付時期は別途指示するものとする。 参考：現時点における1㎡当たりの年額使用料は103,100円である。
光熱水料	施設経営に要する光熱水料は営業者の負担とする。 それぞれの自動販売機ごとに電気メーターを設置すること。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、営業者が全責任を負うものとする。
保健所等への届出	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業者が行うものとする。
庁舎への出入り等	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟入退館管理細則に従うものとする。
その他	業者は、国有財産の使用許可後、営業を開始する日までに、別添「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟福利厚生施設の運営に関する覚書」を締結しなければならない。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

㊦ 自動販売機による飲料等の販売営業は職員及び関係者来庁時等の利便に資する目的をもって行い、指定された用途以外の使用をしないこと。
㊦ 営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
㊦ 自動販売機による飲料水等の販売営業において得た権利等の第三者への譲渡及び請負は禁止する。
㊦ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び関係者来庁時等の利用しやすいものにする。
㊦ 従業員の身分保障、健康管理及び服務規律は営業者の責任において行うこと。
㊦ 許可期間満了又は許可の取消があった場合は、速やかに自らの負担において施設等の現状回復を行うこと。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合は、この限りではない。
㊦ 使用を許可された物件については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、維持保全のために通常必要とする修繕費及びその他の経費については許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
㊦ 使用を許可された物件について販売機の変更等の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
㊦ 営業者が許可条件に違反したとき又は国において使用を許可した物件を必要とするときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。
㊦ 許可を取消された場合は、使用を許可された物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。
㊦ 維持使用についての実地調査及び所要の報告を求められた場合はそれに応じること。
㊦ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

別添「自動販売機配置位置一覧表」

						現状設置状況*1							
棟	階	入居官署	細分	幅m	奥行m	面積㎡	缶飲料	紙カップ	ブリック	カップ麺	食料品	ゴミ箱	備考
厚生棟	1	共用	体育館入口前	2.17	0.81	1.75	1					1	
高層棟	1	共用	北西側トイレ前	2.37	1.00	2.37	1					1	
高層棟	1	共用	オートスナックコーナー	5.68	1.00	5.68	2	1			1	2	*2、食料品販売機設置
高層棟	2	共用	北東側トイレ前	1.65	0.81	1.33	1					1	
高層棟	5	共用	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	1	1				3	
高層棟	6	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	7	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	1	1				2	
高層棟	7	北関東防衛局	南西角リフレッシュコーナー 2	2.08	0.81	1.68	1					1	*2
高層棟	8	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	9	北関東防衛局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	9	北関東防衛局	南西角リフレッシュコーナー 2	2.08	0.81	1.68	1					1	*2
高層棟	10	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2	1				2	
高層棟	11	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	12	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					2	
高層棟	13	関東農政局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	13	東京矯正管区	南西角リフレッシュコーナー 2	2.08	0.81	1.68	1					1	*2
高層棟	14	関東地方整備局	北西低層エレベータ付近	2.08	0.85	1.76	1					2	*2
高層棟	15	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2	1				2	
高層棟	16	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	17	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	18	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	19	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2	1				2	
高層棟	20	関東地方整備局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					1	
高層棟	21	関東地方更生保護委員会	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2					2	
高層棟	22	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2	1				1	
高層棟	22	関東管区警察局	南西角リフレッシュコーナー 2	2.08	0.81	1.68	1					1	*2
高層棟	23	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	1			1		1	カップ麺販売機設置
高層棟	23	関東管区警察局	南西角リフレッシュコーナー 2	2.08	0.81	1.68	1					2	*2
高層棟	24	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	2	1				3	
高層棟	25	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	1	1				2	
高層棟	26	関東管区警察局	南東角リフレッシュコーナー 1	3.05	0.81	2.47	1					1	
検査棟	3	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1	1				1	
検査棟	4	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1					1	
検査棟	5	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1	1				2	
検査棟	6	農林水産消費安全技術センター	リフレッシュコーナー	1.82	0.81	1.47	1					1	
計				79.04		52	11	0	1	1	1	50	

※自販機等は上記面積内で設置すること（奥行きは壁からの長さ）。設置状況に関わらず、使用許可面積は上記面積となる（自販機の占有面積が小さくとも、使用許可面積が減少することはない）。

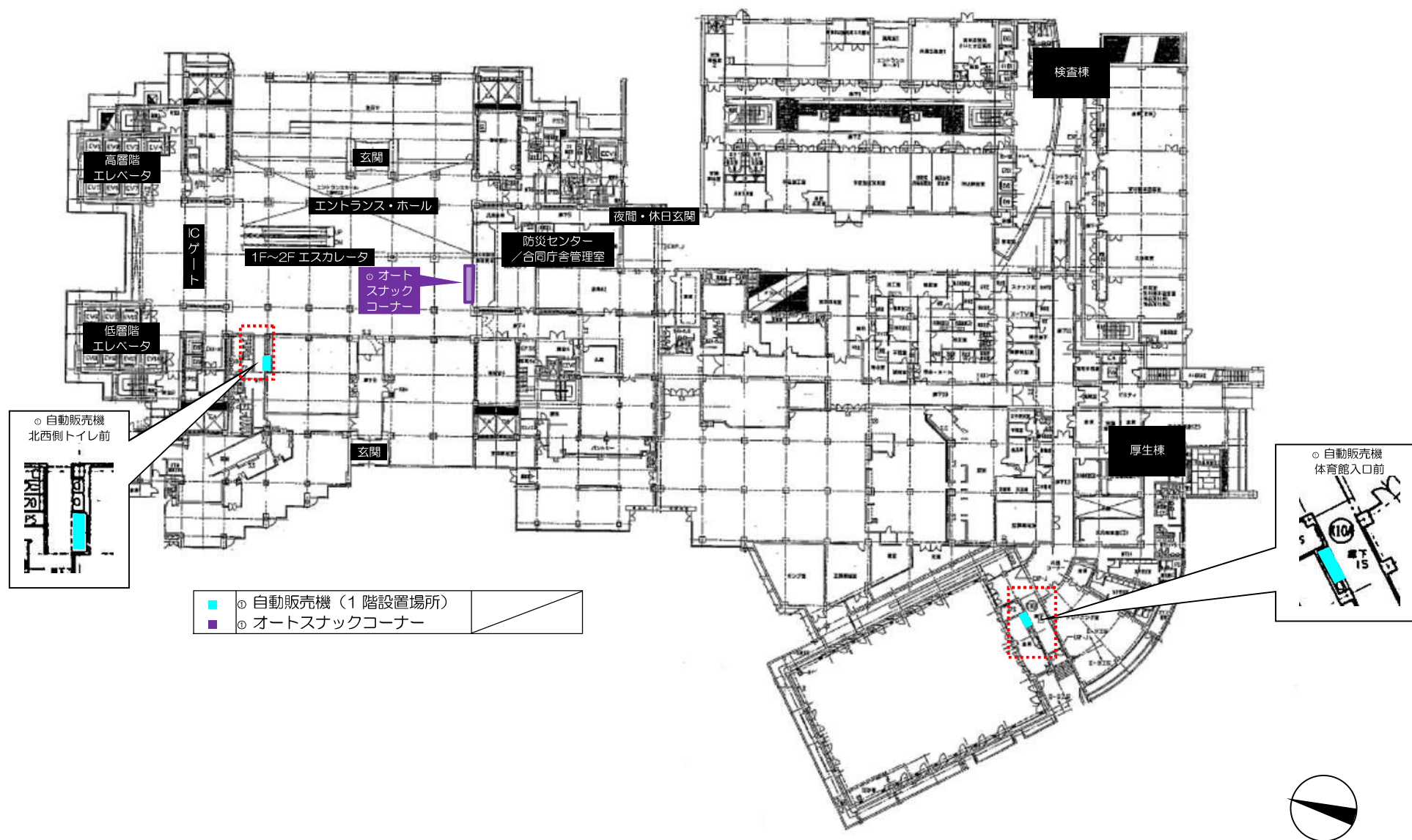
なお、自販機の転倒防止装具の足部分は使用許可面積内から若干はみ出してもよいが、利用者がつまずくこと等がないよう十分に安全に配慮して設置すること。

*1 現状設置状況のまま設置できるわけではなく、また、設置するべき台数を示したものでないの注意すること。

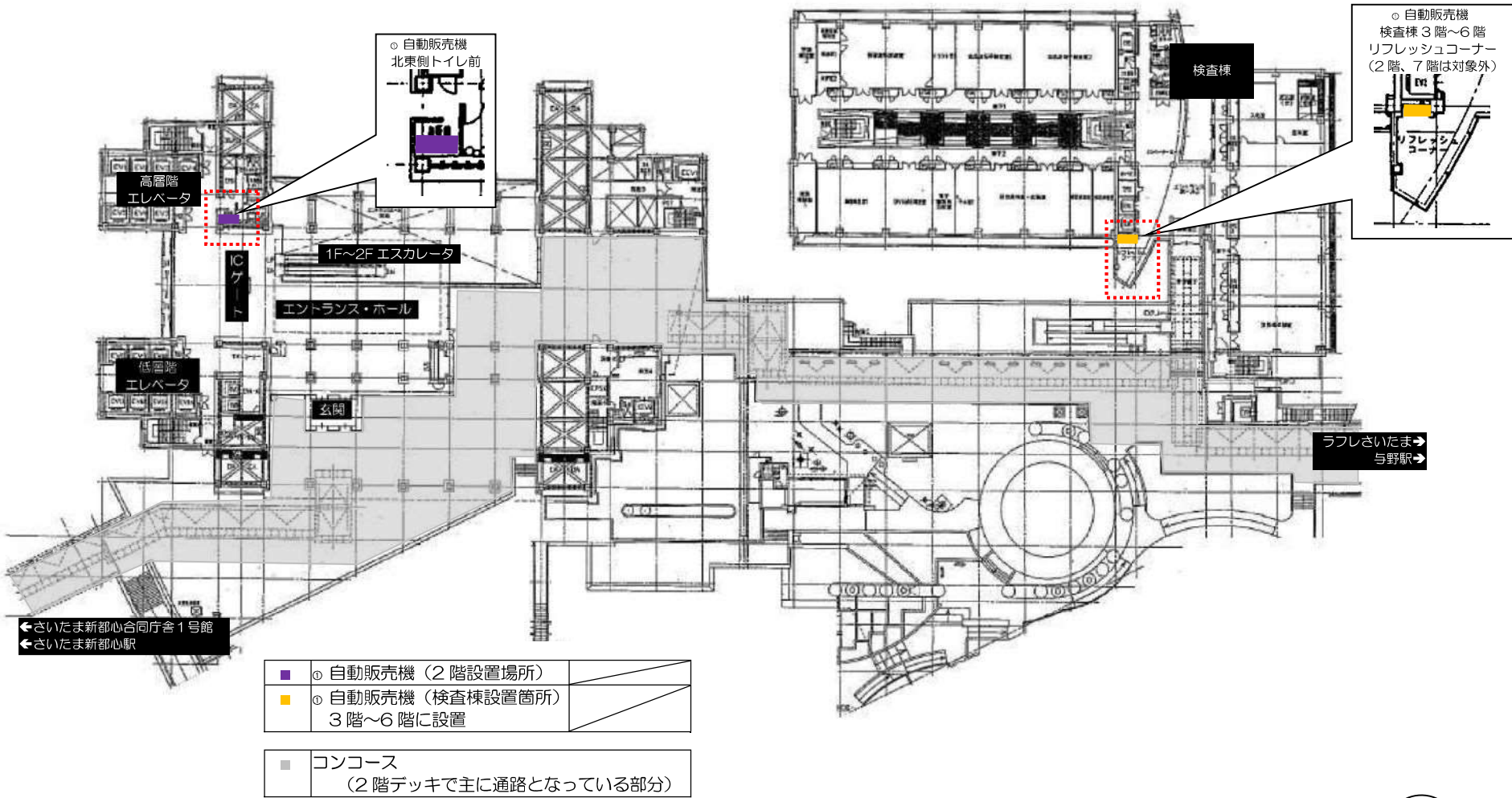
「カップ」はペットボトルキャップ用、「ゴミ箱」はペットボトル・缶・ビン用のゴミ箱。ただし、ゴミ箱種類を限定する意味はない（設置する自販機での販売商品に応じたゴミ箱設置が必要）。

*2 自販機設置部分として、壁の窪み等がないため、現在の設置状態を参考にして上記面積内で設置すること。

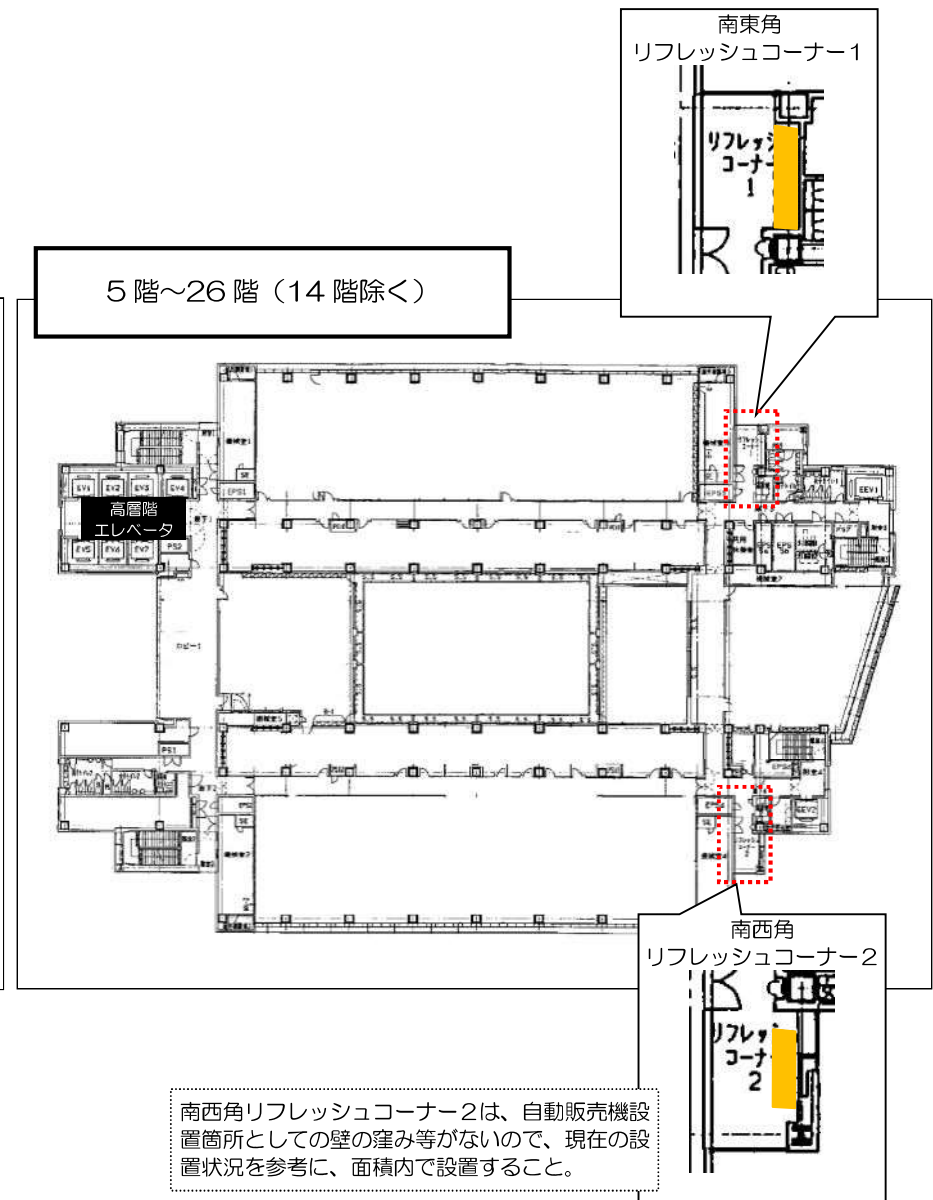
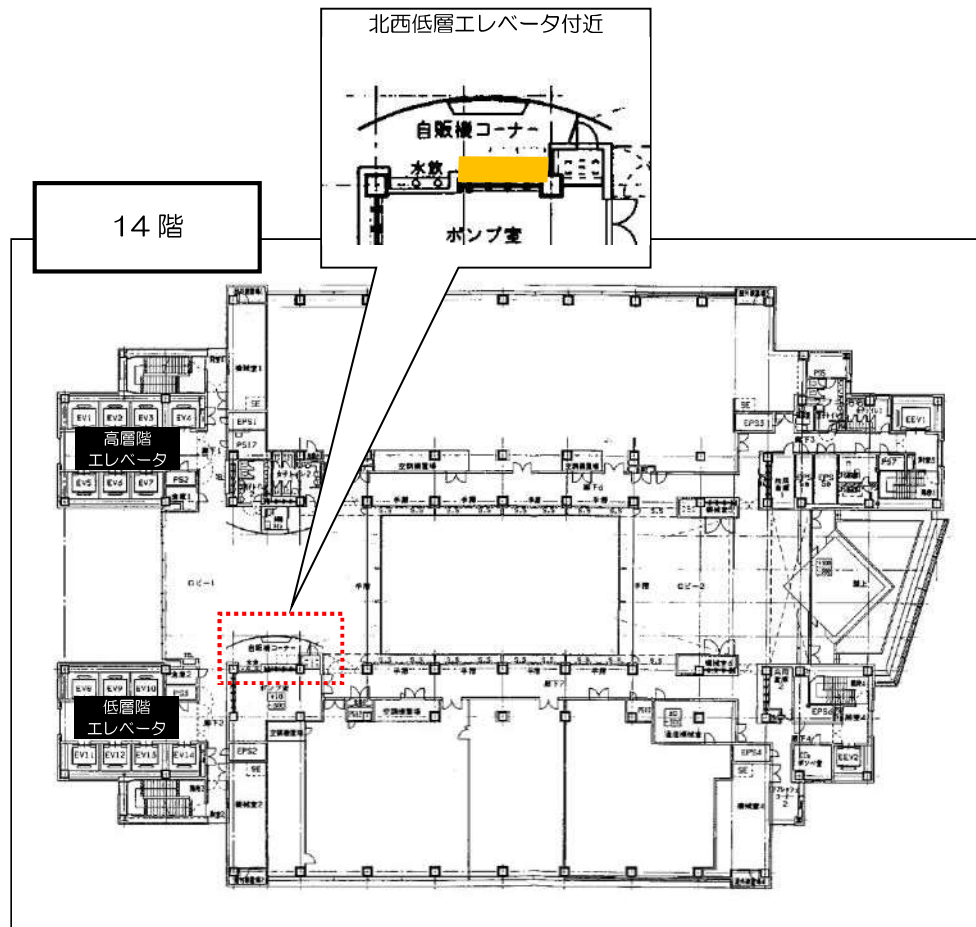
さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 【1階】 自動販売機 配置図



さいたま新都心合同庁舎 2号館、検査棟及び厚生棟 【2 階】 自動販売機 配置図



さいたま新都心合同庁舎2号館 【高層棟】 自動販売機 設置箇所



さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟
福利厚生施設の運営に関する覚書

1 福利厚生施設の名称

2 営業日等

(福利厚生施設が自動販売機以外の場合)

毎日において、

時 分 から 時 分 まで

営業必須時間帯 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に定める日を除く)

時 分 から 時 分 まで

(福利厚生施設が自動販売機の場合)

商品入替、自販機の修理・入替などの時間を除き、24 時間 365 日

上記の福利厚生施設について、運営委員会事務局と運営業者は、下記の条項によって覚書を締結し、信義に従って誠実に運営するものとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、運営委員会事務局と運営業者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

運営委員会事務局

さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟

福利厚生施設運営委員会 事務局

国土交通省関東地方整備局

総務部厚生課長

印

運営業者

印

記

(関係法令の遵守等)

第 1 条 運営業者は、さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟 (以下「2 号館等」という。) に勤務する職員の福利厚生施設の運営にあたり、関係法令を遵守するとともに、企画提案書に基づき誠実に履行し、福利厚生施設の品位及び秩序の保持に努めなければならない。

2 運営業者は、福利厚生施設を含む 2 号館等の使用にあたっては、2 号館等の管理庁である国土交通省関東地方整備局合同庁舎管理室及び防災センター (合同庁舎管理室から委託を受けた警備員を含む。以下「合同庁舎管理室等」という。) の指示に従わなければならない。

(営業日等における特約事項)

第 2 条 営業日等は、運営委員会事務局の承諾のうえ、本覚書の変更手続きを経なければ、これを変更することができない。ただし、営業必須時間帯に営業が行われないこととなるような変更は、これを認めない。

2 前項の規定は、ゴールデンウィーク (4 月 29 日～5 月 5 日を含む大型連休の期間)、旧盆 (8 月中旬の期間)、シルバーウィーク (9 月中旬～下旬の連休期間)、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日の前後の期間) 等、2 号館等に勤務する職員の来客数の減少が見込まれる期間においては適用せず、運営委員会事務局の承諾で足りるものとする。

- 3 運営業者は、暴風雨や降雪による交通機関の運休や道路交通の混乱などにより従業員及び利用者の危険を回避する必要があると認めた場合や、営業に不可欠な食材その他商品の納入の見通しが立たない場合には、前二項の規定に関わらず、運営委員会事務局に申し出ることにより、営業時間を短縮若しくは休業をすることができる。
- 4 運営業者は、2号館等の官署が災害対応などの業務を実施するため、営業日等以外における営業について運営委員会事務局から要請されたときは、これに応えるよう努めなければならない。なお、この要請に応じて営業日等以外において営業する場合には第1項の規定は適用しない。
- 5 運営委員会事務局は、前項の規定により福利厚生施設が営業する場合は、入居官署に周知しなければならない。

（取扱品目及び販売価格）

- 第3条 取扱品目及び販売価格は、企画提案書に基づいて設定されなければならない。ただし、市場物価の著しい変動その他やむを得ない事情による販売価格の変更や、新製品の販売・製造中止による取扱品目の変更は、運営委員会事務局と運営業者で協議のうえ、これを行うことができる。
- 2 酒類（酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）第2条でいう「酒類」をいう。）は、福利厚生施設のうち、職員食堂では17時30分以降の営業時間帯で、コンビニエンスストアでは営業時間帯で、販売又は提供を認める。自動販売機において、酒類の販売は認めない。
 - 3 福利厚生施設が、国の施設である2号館等の施設であることを鑑みて、運営委員会事務局が販売又は提供（この項において「販売等」という。）することが適切でないと判断した取扱品目については、販売等を禁止若しくは販売等時間を制限、又は販売等のときに利用者に注意を促すように要請することがあり、運営業者は当該要請に基づいた対応をしなければならない。

（営業に関する事項）

- 第4条 福利厚生施設は、2号館等に勤務する職員の福利厚生のための施設であって、商業施設ではないことから、運営業者は、福利厚生施設外において、その営業に関する広告・宣伝等（チラシ・クーポン等の配布、看板の掲示、呼び込み、インターネットを利用したクーポン配布等をいう。）をすることはできない。
- 2 前項の規定は、福利厚生施設の利用を2号館等の職員に限る規定ではないため、当該職員以外の利用を妨げるものではない。また、運営業者は、福利厚生施設の利用者が2号館等に勤務する職員であるか、来庁者その他2号館等に勤務する職員以外の者であるかによって、販売価格その他提供するサービスの内容を変えてはならない。
 - 2 運営業者は、官公庁施設での営業であることに鑑み、政府の方針等に基づく運営委員会事務局からの要請等に関して、協力しなければならない。
 - 3 運営委員会事務局は、定期的に、福利厚生施設の営業日等を2号館等に勤務する職員に周知して、職員の福利厚生に資するよう努めなければならない。
 - 4 運営業者は、福利厚生施設を企画提案書に基づいて営業するものとし、企画提案書に基づかない福利厚生施設の利用や営業をしてはならない。

（従業員等に関する事項）

- 第5条 運営業者は、福利厚生施設に勤務する従業員のほか、食材・商品の納入事業者、什器・機器類の点検修理業者その他運営に関連する全ての関係者について、その身元保証、安全管理及び服務規律について責任をもつとともに、2号館等の使用について、合同庁舎管理室等の指示に従うべきことを周知徹底しなければならない。
- 2 運営業者は、従業員を通勤させるにあたり、2号館等の自転車置き場、駐車場を使用してはならない。また、食材・商品の納入や什器・機器類の点検修理にあたって使用する車両を2号館等に入館させようとする場合は、必要な手続きを経るとともに、駐車時間は業務上必要な時間に限るとともに、合同庁舎管理室等の指示に従うものとする。
 - 3 運営業者は、運営に関する全ての関係者に対して、合同庁舎管理室等が指定した喫煙場所以外での禁煙を周知徹底させなければならない。なお、運営業者の判断によって喫煙場所を設けることは、これを厳禁とする。
 - 4 運営業者は、福利厚生施設に勤務させようとする従業員について、運営委員会事務局に「さいたま新都心合同庁舎2号館入館証発行簿」（別途指定する様式。以下「発行簿」という。）と当該従業員の顔写真を

提出し、「さいたま新都心合同庁舎 2 号館入館証」（以下「2 号館等入館証」という。）の発行を受けなければならない。また、運営業者は、発行された 2 号館等入館証を福利厚生施設での勤務時に従業員に携行させるとともに、2 号館等の入退館時、鍵授受時及び合同庁舎管理室等又は運営委員会事務局から提示を求められたときはこれに応じて提示するよう従業員に周知徹底しなければならない。

- 5 運営業者は、福利厚生施設に勤務しないこととなった従業員の 2 号館等入館証をすみやかに運営委員会事務局に返却しなければならない。
- 6 運営委員会事務局は、2 号館等入館証を発行した場合若しくは返却を受けた場合は、すみやかに発行簿の写しを添えて合同庁舎管理室に従業員の入退館及び当該福利厚生施設の鍵授受を依頼しなければならない。また、運営委員会事務局は、毎年度初めに、運営業者ごとに 2 号館等入館証の発行状況を整理して発行簿をとりまとめ、合同庁舎管理室に報告するものとする。
- 7 2 号館等に入退館しようとし、又は福利厚生施設の鍵を授受しようとする従業員は、2 号館等入館証を合同庁舎管理室等に提示して確認を受けなければならない。
- 8 運営委員会事務局及び合同庁舎管理室等は、運営業者から提出された発行簿（運営委員会事務局においては、返却された 2 号館等入館証を含む。）について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）の規定に基づいて取扱い、福利厚生施設の運営以外の目的で利用してはならない。

（セキュリティゲートの通行及び通行証）

第 6 条 運営業者は、運営上の必要により 2 号館等に設けられているセキュリティゲートを通過するための IC チップ付きカード（さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟入退館管理細則（以下「入退館管理細則」という。）に規定された通行証のこと。以下「通行証」という。）の貸与を福利厚生施設の運営責任者 1 名に限り申請することができるものとする。

- 2 前項でいう「運営上の必要」とは、廃棄物の移送その他日常的にセキュリティゲートを通過することが欠かせない場合をいうものとする。
- 3 運営業者は、通行証の貸与が必要な場合は、入退館管理細則に基づき合同庁舎管理室が指示する手続きをとるものとし、貸与後の取扱いについて合同庁舎管理室等の指示に従わなければならない。
- 4 運営業者は、通行証の有効期限が満了した場合、国有財産使用許可の期間が満了した場合又は許可を取り消された場合、若しくは合同庁舎管理室から返却を指示された場合は、通行証を速やかに返却しなければならない。

（サービスヤードからの入退館及び入館証）

第 7 条 福利厚生施設の運営に必要な食材・商品の納入のため恒常的にサービスヤードから入退館を行う必要がある納入事業者は、サービスヤードからの入退館のための入館証（入退館管理細則に規定された納入事業者に対する入館証のこと。以下「入館証」という。）の発行を申請することができるものとする。なお、運営業者は、納入事業者に対して入館証の発行申請及び返却について必要な指示をしなければならない。

- 2 前項でいう「恒常的」とは、概ね一週間に一度以上の頻度でサービスヤードからの入退館が必要な場合をいうものとし、申請は必要最低限としなければならない。
- 3 納入事業者は、入館証が必要な場合は、入退館管理細則に基づき合同庁舎管理室等が指示する手続きをとるものとする。また、運営業者は、福利厚生施設の運営開始時、仕入れ先の見直し時、入館証の更新時その他一時期に複数の入館証発行申請が必要となることが見込まれる場合は、申請をとりまとめて合同庁舎管理室にまとめて申請するよう努めなければならない。

（施設の維持管理等）

第 8 条 運営業者は、福利厚生施設の良い衛生環境を保持するよう、日常清掃及び日常点検を行わなければならない。なお、この規定は排水管等の不可視部分において同様とする。

- 2 運営業者は、庁舎維持管理のために合同庁舎管理室等が行う清掃（床清掃、窓ガラス清掃等）、点検作業（電気設備・空調設備・消防設備・ガス設備等（以下「建物附帯設備」という。）の点検、ねずみ・害虫防除の作業等）及び建物（扉等の建具を含む。以下同じ。）・建物附帯設備の修繕に協力するとともに、必要な立会いをしなければならない。
- 3 運営業者は、建物、建物附帯設備及び備え付け物品の異常を確認した場合は、直ちに合同庁舎管理室等に報告しなければならない。

- 4 運営業者は、福利厚生施設の運営上の事件又は事故が発生した場合は、被害又は損害の発生若しくは拡大の防止のための措置を講じ、合同庁舎管理室等及び運営委員会事務局に報告しなければならない。
- 5 運営業者は、合同庁舎管理室等が行う防火・防災訓練に参加するとともに、福利厚生施設の従業員及び利用者の安全確保に努めなければならない。
- 6 運営業者は、運営委員会事務局が依頼する福利厚生施設の運営状況の調査に協力しなければならない。
- 7 運営業者は、福利厚生施設の良い運営のため、自ら設備の設置若しくは備え付けの物品の修理・点検の作業を行うときは、運営委員会事務局及び合同庁舎管理室に申し出た上で作業届その他必要な申請を行うとともに、作業時は合同庁舎管理室等の指示に従わなければならない。なお、福利厚生施設内において軽微な作業を行う場合にはこの規定は適用しない。また、国有財産使用許可書に基づく修繕、模様替その他の行為をしようとするときは、予め関東地方整備局総務部契約課（国有財産担当）に申請し、許可を受けなければならない。

（費用負担）

第9条 運営業者は、福利厚生施設の運営にあたって以下の各号の費用を負担しなければならない。なお、当該費用の支払い方法は各号の括弧書きによることを原則とし、庁舎維持管理の都合により支払い方法が変更される場合は本覚書の変更は行わないものとする。

- 一 合同庁舎管理室が、電気計量器による使用量に応じて、当該福利厚生施設の使用料相当額として計算した電気料金。（運営業者は、合同庁舎管理室が受電契約を締結している契約業者からの請求によって支払う。）
- 二 ガス設備のある福利厚生施設においては、合同庁舎管理室が、ガス計量器による使用量に応じて、当該福利厚生施設の使用料相当額として計算したガス料金。（運営業者は、合同庁舎管理室が受給契約を締結している契約業者からの請求によって支払う。）
- 三 給排水設備のある福利厚生施設若しくは2号館等の給水を利用して販売する機器を設置した場合においては、合同庁舎管理室が、水道計量器による使用量若しくは販売量に応じて、当該福利厚生施設の使用料相当額として計算した水道（給水、給湯、洗浄上水、下水）料金。（運営業者は、合同庁舎管理室が指示した日において、当該水道料金を運営委員会事務局に現金で支払う。）
- 四 合同庁舎管理室が、営業日等に応じて、当該福利厚生施設の使用料相当額として計算した空調料金。ただし、福利厚生施設が自動販売機である場合を除く。（運営業者は、合同庁舎管理室が受給契約を締結している契約業者からの請求によって支払う。）
- 五 物品管理官との賃貸借契約に基づく物品使用料。（国土交通省関東地方整備局総務部契約課と運営業者で契約等手続きを行い、その契約に基づく納入告知書をもって金融機関で納付する。）
- 六 福利厚生施設が自動販売機である場合を除き、第10条でいう事業系一般廃棄物の処理料金。

2 第8条第2項で規定する、庁舎維持管理のために合同庁舎管理室等が行う清掃、点検作業又は建物・建物附帯設備の修繕の費用は、運営業者の負担を要しない。

3 備付物品の維持（物品の適正な使用を保持するための点検、修繕等の管理をいう。）の費用は、運営業者の負担とする。なお、備付物品について継続使用に耐えない場合（補修性能部品の供給が終了している場合を含む。）においては、運営業者の負担によって同等品と交換することは差し支えないが、事前に合同庁舎管理室へ報告し、その指示に従うものとする。

（廃棄物の処理）（福利厚生施設が自動販売機以外である場合）

第10条 運営業者は、福利厚生施設の運営に伴う廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 運営業者は、福利厚生施設の運営において発生した廃棄物について、自らの責任において適切に処理しなければならない。
- 3 運営業者は、福利厚生施設の運営以外で発生した廃棄物を2号館等に持ち込んで서는ならない。
- 4 飲食物を提供又は販売する福利厚生施設の運営業者は、テイクアウト用の飲食物を販売した場合において、食べ残しや弁当ガラを回収できるようにするとともに、回収した廃棄物も第2項と同様に適切に処理しなければならない。

（廃棄物の処理）（福利厚生施設が自動販売機である場合）

第10条の2 運営業者は、福利厚生施設（自動販売機をいい、以下この条において同じ。）の設置箇所毎の使用許可面積内にゴミ箱を設置し、当該ゴミ箱内のゴミを定期的に回収のうえ、持ち帰らなければならない。

(営業の終了)

第11条 運営業者は、自己の都合によって営業を終了しようとする場合は、その3ヶ月前までに文書をもって運営委員会事務局あて申し出るものとする。

(本覚書の有効期間)

第12条 本覚書は、福利厚生施設に係る国有財産使用許可の期間において効力を有するものとする。ただし、国有財産使用許可の期間満了した場合又は許可が取り消された場合においても、第5条第5項、第6条第4項及び第9条第1項の規定については、義務が履行されるまで効力を有するものとする。

2 本覚書に代わる覚書が別途締結された場合には、本覚書は無効とする。

(その他)

第13条 本覚書に関して疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、運営業者と運営委員会事務局が協議して定め、覚書の変更締結を行うものとする。

(附則)

この覚書は、令和 年 月 日から適用する。